

仙 台 市 監 査 事 務 概 要

令 和 8 年 度

仙 台 市 監 査 事 務 局

目 次

1	監査委員	1
2	事務局	1
3	予 算	3
4	定例監査	3
5	財政援助団体等の監査	4
6	例月出納検査	4
7	決算審査	5
8	健全化判断比率・資金不足比率審査	5
9	内部統制評価報告書審査	5
10	ガス事業に係る託送収支計算書等に関する証明書の発行	5
11	監査等の実施状況	6
12	定例監査の結果	8
13	住民監査請求による監査の結果	9
14	研 修	9
15	都市監査関係団体等との連携	10
16	外部監査の概要	10
17	仙台市監査委員制度の変遷	12

令和 8 年 9 月

仙台市監査事務局

1 監査委員

(1) 監査委員の定数 4人

区 分		氏 名	就任年月日	備 考
識見委員	常 勤	加 藤 邦 治	令和8年4月1日	元本市職員
識見委員	非常勤	岩 渕 健 彦	令和元年9月21日	弁護士
識見委員	非常勤	峯 岸 進 一	令和5年2月19日	公認会計士
議選委員	非常勤	小野寺 利 裕	令和7年10月8日	仙台市議会議員

(2) 監査委員協議会の開催回数

年間15回程度（定例で毎月1回開催する他、決算審査等で随時開催する。）

2 事 務 局

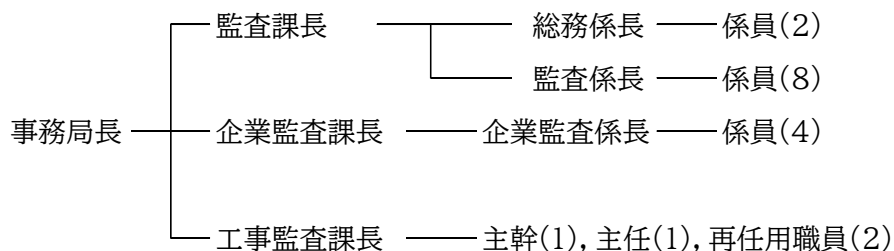
(1) 名 称 仙台市監査事務局

(2) 所在地 仙台市青葉区上杉一丁目5番15号 日本生命勾当台南ビル2階

TEL 022-214-4650 FAX 022-211-4140

(3) 職員数 定数25人・現員23人

(4) 組 織



(5) 事務分掌

〔監査課〕

総務係

- ① 局の人事，公印，文書及び経理
- ② 監査の計画の立案及び調整
- ③ 住民の直接請求，議会の請求，市長の要求及び住民監査請求に基づく監査並びに職員の賠償責任に係る監査の総括
- ④ 外部監査に関する事項
- ⑤ 監査係の担当局等に係る監査手法の調査・研究
- ⑥ 局内事務の連絡調整
- ⑦ その他局内他課に属しない事項

監査係

- ① 危機管理局，総務局，まちづくり政策局，財政局，市民局，健康福祉局，こども若者局，環境局，経済局，文化観光局，都市整備局，建設局（下水道事業に係るものを除く。），教育局，消防局，区役所及び会計室並びに議会，選挙管理委員会，監査委員，人事委員会及び農業委員会の事務局の事務事業の執行に係る監査

- ② 一般会計及び特別会計（地方公営企業法適用企業会計を除く。）の出納検査及び決算審査
- ③ 健全化判断比率及び地方公営企業法非適用企業会計の資金不足比率の審査
- ④ 担当局等（監査委員の事務局を除く。）に係る事務事業の執行に係る内部統制評価報告書の審査
- ⑤ 担当局等に係る財政援助団体等の監査
- ⑥ 担当局等に係る住民の直接請求，議会の請求，市長の要求及び住民監査請求に基づく監査並びに職員の賠償責任に係る監査（総務系の所管に属するものを除く。）
- ⑦ その他担当局等に係る地方自治法に規定する監査委員の職務に関する事項（総務系の所管に属するものを除く。）

〔企業監査課〕

企業監査係

- ① 建設局（下水道事業に係るものに限る。），水道局，交通局，ガス局及び市立病院の事務事業の執行に係る監査
- ② 公営企業（地方公営企業法適用企業に限る。）会計の出納検査及び決算審査
- ③ 公営企業（地方公営企業法適用企業に限る。）会計の資金不足比率の審査
- ④ 担当局等及び監査委員の事務局に係る事務事業の執行に係る内部統制評価報告書の審査
- ⑤ 担当局等に係る財政援助団体等の監査
- ⑥ 担当局等に係る住民の直接請求，議会の請求，市長の要求及び住民監査請求に基づく監査並びに職員の賠償責任に係る監査（監査課総務系の所管に属するものを除く。）
- ⑦ 担当局等に係る監査手法の調査・研究
- ⑧ その他担当局等に係る地方自治法に規定する監査委員の職務に関する事項（監査課総務系の所管に属するものを除く。）

〔工事監査課〕

- ① 工事関係の監査
- ② 工事関係の内部統制評価報告書の審査
- ③ 工事関係の監査手法の調査・研究

3 予算

歳出予算(令和8年度当初。第2款総務費・第6項監査委員費・第1目監査委員費。市長部局において執行するものを含む。)

区 分	8年度当初予算
人 件 費	266,145 千円
外部監査に要する経費	16,500 千円
事務経費	4,044 千円
合 計	286,689 千円

※監査委員の報酬等

識見（常勤）
月額 732,000円
(地域手当, 通勤手当を除く)

識見（非常勤）
月額 306,000円

議選
月額 83,000円

4 定例監査

定例監査は、従来、財務監査として位置づけ実施してきたが、企業会計に係る監査及び工事監査については平成12年度から、一般会計・特別会計に係る監査については平成13年度から、財務監査と行政監査を併せて実施している。

(1) 年間計画

毎会計年度開始前までに監査の種類、対象、実施予定時期等に関する年間計画を作成する。

その際、原則として、一般会計・特別会計に係る監査については3年、企業会計に係る監査及び工事監査については2年で、全部局を一巡するローテーションになるよう計画を組んでいる。

(2) 実施方法等

- ① 一般会計・特別会計に係る監査は、前期（10月上旬から2月上旬まで）と後期（2月上旬から7月上旬まで）に分け、局又は部単位で事務事業毎に実施することとしている。区については、平成13年度から局等の事務事業の監査と関連させて行っている。企業会計に係る監査は、3期に分け、局（各事業会計）を単位として実施している。工事監査は、3期に分け、局（都市整備局、建設局はそれぞれ2分割）・区を単位として実施している。
- ② 監査の実施に当たっては、その都度、仙台市監査基準に基づく実施計画を作成する。
- ③ 監査対象の局等に対し、監査資料の提出を求める。
- ④ 監査委員が監査対象の局等の長から所管の事務事業の概要を聴取する。
- ⑤ 事務局職員が監査実務を実施する。監査は、書類監査を原則とし、必要に応じて現場調査や関係職員からの説明を求めるなどしている。
- ⑥ 事務局職員が当該監査結果を復命書としてまとめる。
- ⑦ 監査委員協議会で監査結果案を審議し、決定後、必要に応じ、監査対象の局等の長に対して講評を行う。
- ⑧ 議会及び市長並びに監査対象の委員会等に対し監査結果を報告し、公表する。
- ⑨ 監査結果は、年4回、議会定例会の際に「監査報告書」として、例月出納検査報告等と合わせて編集し、議員等に提供しているほか、市政情報センター等に配架している。

(3) 監査結果の公表の方法

本庁舎前の掲示場に掲示するとともに「仙台市公報」、「仙台市ホームページ」に登載する。

(4) 勧告又は指摘事項に対する改善等措置状況の報告・公表

勧告又は指摘事項に対し、地方自治法第199条第14項又は第15項の規定に基づき、市長等から措置を講じた旨の通知があった場合には、その都度直近の監査委員協議会で報告し、公表する。この場合の公表の方法は(3)と同様である。

5 財政援助団体等の監査

定例監査実施の際に、監査対象の局に関連する財政援助団体等について監査を行っている。

監査結果については、議会及び市長並びに監査対象の委員会等に報告するとともに公表し、市長等に対する報告の写しを財政援助団体等に送付する。また、「監査報告書」として編集し、議員等に提供しているほか、市政情報センター等に配架している。

〔選定基準〕

次の基準にしたがって対象団体を選定する。

① 出資団体監査

監査実施年度において地方自治法施行令第140条の7の規定による出資比率が25%以上の団体（一般会計及び特別会計にあっては、出資比率25%以上50%未満の団体は必要に応じて実施する）。なお、設立後2年以上を経過したものに限る。

② 財政援助団体監査

監査対象期間内に3,000万円以上の財政援助を受けた団体のうち、財政援助の金額及び内容、各団体の経営状況等を勘案し、監査実施団体を抽出する。

③ 公の施設の指定管理者監査

監査対象期間内に施設の管理を行っている指定管理者のうち、施設の種類及び指定管理者数等を勘案し、監査実施団体を抽出する。

6 例月出納検査

(1) 検査の例日

一般会計・特別会計 原則として前月分について毎月25日と26日に実施する。

企業会計 原則として前々月分について毎月10日と11日に実施する。

(2) 検査の実施手続

検査の実施に当たっては、仙台市監査基準に基づく実施計画を作成する。

一般会計・特別会計については、各会計現金出納簿、現金預金の残高を証明する書類等の提出を求め、支出証憑書類及び関係各種帳簿により、収支の計数の確認と支出書類の合規性・正確性について検査を実施している。支出命令書については、本庁（会計室）支出扱い・区役所支出扱いの中から、抽出して検査を行っている。

企業会計については、月次試算表、資金予算表、現金預金の残高を証明する書類、支出証書等の提出を求め、月次試算表の計数の確認と支出書類の合規性・正確性について検査を実施している。

(3) 検査結果

検査結果については、毎月、会計管理者及び各企業管理者に通知している。また、年4回、議会及び市長に報告するとともに、「監査報告書」として編集し、議員等に提供しているほか、市政情報センター等に配架している。

7 決算審査

(1) 審査の期間

一般会計・特別会計 7月上旬～8月中旬

企業会計 6月上旬～8月中旬

(2) 審査の実施手続

審査の実施に当たっては、仙台市監査基準に基づく実施計画を作成する。当局に資料の提出を求め、書類上での審査を行うとともに、監査委員が会計管理者、財政局長及び各企業管理者等から概況聴取を行う。

監査委員協議会で審査意見案を審議し、決定後、監査委員から市長に審査意見書を提出し、その概要を説明する。審査意見書は、決算とともに市長から議会へ提出される。

8 健全化判断比率・資金不足比率審査

(1) 審査の期間

7月上旬～8月中旬

(2) 審査の実施手続

決算審査と同様の手続で行う。概況聴取は財政局長及び各企業管理者等から行う。

審査意見の決定や審査意見書の提出についても決算審査と同様である。

9 内部統制評価報告書審査

(1) 審査の期間

7月中旬～8月中旬

(2) 審査の実施手続

決算審査と同様の手続で行う。概況聴取は総務局長から行う。

審査意見の決定や審査意見書の提出についても決算審査と同様である。

10 ガス事業に係る託送収支計算書等に関する証明書の発行

ガス事業者は、経済産業大臣へ提出し公表する託送収支計算書等が適正に作成されていることについての公認会計士又は監査法人による証明書を得なければならない。ガス事業者が地方公共団体の場合は、これを監査委員による証明書に代えることができることから、ガス局の依頼により確認し証明書を発行している。

11 監査等の実施状況（令和7年度）

監 査 等 の 種 別	実 績	
定 例 監 査	一般会計・特別会計	総務局・まちづくり政策局・市民局・経済局・都市整備局・建設局・会計室・教育局・区役所（これらの局の関連事務） 対象109課（室・公所）について実施
	公営企業会計	交通局・ガス局・市立病院 対象41課（室・公所）について実施
	工事監査	危機管理局・総務局・財政局・こども若者局・環境局・経済局・都市整備局・建設局・青葉区役所・泉区役所・消防局・教育局・市立病院 対象1,952件中300件を抽出して実施
財 政 援 助 団 体 等 監 査	一般会計・特別会計	23団体について実施（表1のとおり）
	公営企業会計	5団体について実施（表2のとおり）
例 月 出 納 検 査	毎月1回 一般会計・特別会計（9会計）・公営企業会計（6会計）について実施	
決 算 審 査	令和6年度決算（一般会計・特別会計9会計・公営企業会計6会計）	
健全化判断比率・資金不足比率審査	令和6年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率） 令和6年度決算に基づく資金不足比率（地方公営企業法適用6会計・非適用1会計）	
内部統制評価報告書審査	令和6年度内部統制評価報告書	
基金運用状況審査	令和6年度土地開発基金運用状況報告書	
住民監査請求による監査	請求件数3件	

表1 財政援助団体等監査の実施状況（一般会計・特別会計関係）

◎出資団体監査

所 管 局	団 体 名	出資額 (千円)	出資比率 (%)	設立年月日
市 民 局	(公財)せんだい男女共同参画財団	200,000	99.7	H13.4.1
	(公財)仙台ひと・まち交流財団	400,000	100.0	H3.1.25
都市整備局	(公財)仙台市建設公社	50,000	50.0	S41.4.18
建 設 局	(公財)仙台市公園緑地協会	59,000	50.0	S42.10.7

◎財政援助団体監査（実施時期が異なる場合を除き出資団体監査と重複するものは掲載省略）

所 管 局	団 体 名	財 政 援 助 額 (令和6年度)
市 民 局	(公財)仙台ひと・まち交流財団	43,275千円
経 済 局	仙台ターミナルビル(株)	36,000千円
	仙台中央食肉卸売市場(株)	126,609千円
教 育 局	(公財)仙台市市民文化事業団	35,040千円

◎公の施設の指定管理者監査（出資団体監査・財政援助団体監査と重複するものは掲載省略）

所管局	団 体 名	施 設 名
市 民 局	(特非)せんだい・みやぎNP0センター	市民活動サポートセンター
	東北共立・陽光ビル企業体	仙台市民会館
	仙台ひとまち交流財団・東北共立グループ	戦災復興記念館
	仙台市市民文化事業団・東北共立・石井ビル管理グループ	泉文化創造センター
都 市 整 備 局	タイムズ24(株)・タイムズサービス(株)グループ	泉中央駅前駐車場
	(株)東急コミュニティー	市営住宅等及び共同施設(72施設の空室修繕等の業務)
建 設 局	仙台泉 SPORTS PARK CONSORTIUM	七北田公園の一部(仙台スタジアム及び体育館)
	東洋緑化(株)	有料運動施設を含む都市公園(若林区, 泉区), 高砂中央公園の一部(庭球場並びに運動広場, 野球場及びキャンプ場を含む。)

所管局	団 体 名	施 設 名
建設局	冒険あそび場せんだいみやぎネットワーク・東洋緑化共同企業体	海岸公園の一部(冒険広場及びキャンプ場を含む。)
	(株)乗馬クラブクレイン	海岸公園の一部(馬術場を含む。)
	青葉山エリアマネジメント	青葉山公園の一部(追廻地区、竜ノ口地区)
教育局	(株)仙台天文サービス	天文台
	(特非)グリーンライフ東北	大倉ふるさとセンター
	(株)オーエンス	泉岳自然ふれあい館
	丸善雄松堂(株)	広瀬図書館、榴岡図書館
	(株)ヴィアックス	若林図書館

表2 財政援助団体等監査の実施状況（公営企業会計関係）

◎出資団体監査

所 管 局	団 体 名	出資額 (千円)	出資比率 (%)	設立年月日
交 通 局	仙台交通(株)	75,000	100.0	H11.4.1※
ガ ス 局	仙台ガスサービス(株)	10,000	100.0	S41.10.26
	仙台ガスエンジニアリング(株)	250,000	100.0	S44.11.27
	仙台エルピーガス(株)	24,000	48.0	S61.8.20
	(株)クリーンエナジー	14,000	46.7	H8.2.1

※ 仙台交通(株)の設立年月日は仙台高速鉄道サービス(株)と仙台交通サービス(株)が合併し、商号を改めた年月日

12 定例監査の結果（令和7年度）

年間計画に従って監査を実施し、次のとおり1件の指摘を行った。

(1) 施設使用料の徴収管理について

公の施設の使用料を納期限までに納付しない者があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。また、仙台市債権管理条例（平成28年仙台市条例第54号）においては、法令の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならないとされている。ところが、太白区中央市民センターにおいては、令和4年度の定例監査において、施設使用料の未納案件の発生状況を確認しておらず、督促をはじめとする滞納整理事務を行っていなかったとして監査事務局長より指導を受けたにもかかわらず、確認できた範囲で令和5年7月から令和7年10月までの間、当該事務を適切に行っていなかった。

（太白区役所）

13 住民監査請求による監査の結果（令和7年度）

No.	請求年月日	公表年月日	件 名	請求者	結果
1	R7.9.9	R7.11.6	公益施設用地の売払いに係る監査請求	1名	棄却
2	R7.9.18	R7.11.13	コミュニティ・センターの利用協力金等に係る監査請求	1名	棄却
3	R8.1.7	R8.3.3	みやぎポイント給付のための事業費に係る監査請求	1団体	棄却

14 研修（令和7年度）

(1) 事務局内研修

研 修 名	講 師	期 日	備 考
新任職員研修	事務局職員	4月4日	

(2) 派遣研修・Web研修

研 修 名	主催者	期 日	場所・形態
DXと監査委員監査～地方公共団体の監査委員はDXにいかに対応すべきか～	東北都市監査委員会	5月29日	八戸市
地方公共団体の監査基礎業務	宮城県都市監査委員会	7月4日	オンライン
監査委員監査における監査人のバイアスと職員の成長につながる公認会計士の利活用～監査委員監査の実効性確保に向けて～	有限責任監査法人トーマツ	8月27日	オンライン
持続可能な地方行財政について～監査委員事務局等の共同設置の活用～ ほか	全国都市監査委員会	8月28日～29日	長崎市
監査委員監査の現状と課題～監査基準・内部統制～	宮城県都市監査委員会	10月24日	オンライン

15 都市監査関係団体等との連携

(令和8年8月現在。事業については令和7年度実績)

〔全国都市監査委員会〕

会 員	全国791都市，12組合，6企業団，2広域連合
会 長 都 市	大阪市
副会長都市	仙台市ほか8市
事 業	定期総会・研修会 1回，理事会 3回

〔東北都市監査委員会〕

会 員	東北77都市，3組合，1企業団
会 長 都 市	仙台市
事 業	定期総会・研修会 1回，理事会 2回，事務局長会 2回

〔宮城県都市監査委員会〕

会 員	県内14都市，2組合，1企業団，1広域連合
会 長 都 市	仙台市
事 業	定期総会・研修会 1回，実務研修会 2回，事務局長会 1回

〔指定都市監査委員協議会〕

会 員	指定都市20市
開 催 都 市	各都市持ち回り
事 業	定例会 1回

〔大都市監査事務主担者会議〕

会 員	東京都及び指定都市20市
開 催 都 市	各都市持ち回り
事 業	局長会議，事務監査担当課長会議，工事監査担当課長会議 それぞれ1回

16 外部監査の概要

平成11年度から外部監査制度が導入された。包括外部監査は指定都市等に義務づけられており，個別外部監査については条例により導入している。

(1) 包括外部監査の状況

① 事務担当部局

市長の事務については総務局（行政経営課）が担当し，監査委員の事務については監査課が窓口となっている。

② 令和8年度の包括外部監査

ア 包括外部監査人

- ・氏名：菊池 寛康
- ・資格：公認会計士
- ・契約期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

イ 外部監査人補助者

- ・人数：3名

・資格等：公認会計士（３名）

ウ 実施期間

・令和８年６月２６日～令和９年３月３１日

エ 外部監査のテーマ

・道路事業に係る財務事務の執行について

③ 過去10年間のテーマ

平成28年度・水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

平成29年度・病院事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

平成30年度・自動車運送事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

令和元年度・創業創出関連施策及び事業の事務の執行について

令和２年度・人件費及び人件費関連支出に関する事務の執行について

令和３年度・仙台ブランドの維持・構築に関する施策・事業に係る財務事務の執行について

令和４年度・下水道事業に関する財務事務の執行について

令和５年度・こども若者局に関する財務事務の執行について

令和６年度・交通局に関する財務事務の執行ならびに事業の管理について

令和７年度・スポーツ振興に係る財務事務の執行について

(2) 個別外部監査の状況

平成11・12年度，平成14～21年度，平成23～令和元年度，令和３～７年度は個別外部監査の請求，要求がなかった。

平成13年度は，住民監査請求（行政調査費に係る監査請求）に係る個別外部監査の請求があったが，本件住民監査請求の却下決定に伴い，その審査に至らなかった。

平成22年度は，住民監査請求（政務調査費に関する監査請求）に係る個別外部監査の請求があったが，審査において個別外部監査契約に基づく監査が相当と認める理由はなく，識見監査委員による監査を行うことが適当と判断した。

令和２年度は，住民監査請求（交通局の公金支出に関する監査請求）に係る個別外部監査の請求があったが，審査において個別外部監査契約に基づく監査が相当と認める理由はなく，監査委員による監査を行うことが適当と判断した。

17 仙台市監査委員制度の変遷

昭和22年・「監査委員の設置及び其の事務執行に関する条例」が制定され、仙台市監査委員が設置された。(8月)

昭和23年・「宮城県都市監査委員会」が発足し、これに加入した。

昭和24年・「仙台市職員定数条例」が制定され、監査委員の事務局の定数書記2人、その他の職員1人とされた。

・書記2人を配置した。(10月)

昭和25年・「東北都市監査委員会」が発足し、これに加入した。

昭和27年・「仙台市監査委員設置条例」が制定され、監査委員定数を4人とし、そのうち学識経験者監査委員を常勤(1人)とすることとされた。(9月)

昭和29年・「全国都市監査委員会」が発足し、これに加入した。

昭和30年・「仙台市監査委員室規程」を制定し、書記長及び2係を設置した。(1月)

昭和32年・「仙台市職員定数条例」が改正され、職員定数6人とされた。

昭和35年・「仙台市監査委員設置条例」が改正され、監査事務局が設置された。(1月)

・「仙台市職員定数条例」が改正され、職員定数11人とされた。(3月)

昭和39年・昭和38年の地方自治法の改正に伴い、「仙台市監査委員条例」が制定された。(3月)

昭和41年・「仙台市監査事務局規程」を全面改正し、事務局に監査課を新設した。(5月)

昭和42年・「仙台市監査基準」を定めた。

昭和43年・「仙台市監査委員規程」を制定し、事務局機構を2課4係とした。(3月)

・「仙台市職員定数条例」が改正され、職員定数16人とされた。(3月)

昭和48年・「仙台市監査基準」を全面改正した。(2月)

・「監査事務執務要領」を決定施行した。(4月)

昭和58年・「仙台市監査基準」を一部改正した。(2月)

・「監査事務執務要領」を一部改正した。(2月)

昭和61年・「仙台市職員定数条例」が改正され、職員定数17人とされた。(3月)

昭和62年・「仙台市監査委員条例」が一部改正され、常勤監査委員を2人とすることができると規定された。(9月)

・知識経験者監査委員2人が常勤となった。(10月)(平成5年12月まで)

・宮城町との合併により、宮城町監査委員から事務を引き継いだ。(11月)

昭和63年・「仙台市職員定数条例」が改正され、職員定数21人とされた。(2月)

・秋保町及び泉市との合併により、秋保町及び泉市監査委員から事務を引き継いだ。(3月)

平成元年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、事務局機構を3課5係(監査第一課・庶務係・監査第一係・監査第二係、監査第二課・監査係、監査第三課・工事監査係)とした。(3月)

・政令指定都市に移行した。(4月)

・「指定都市監査委員協議会」に加入した。(4月)

平成2年・「仙台市監査基準」を全部改正した。(3月)

平成3年・「仙台市監査委員協議会要綱」及び新たな「監査事務執務要領」を定めた。(1月)

・「仙台市監査委員条例」が一部改正され、知識経験者監査委員の呼称が、「識見を有する者」に改められた。(6月)

平成4年・「仙台市監査委員規程」を一部改正した。(8月)

・「仙台市監査基準」を一部改正し、行政監査等についての規定を加えるとともに条文の整理を図った。(12月)

- ・「監査事務執務要領」を一部改正した。(12月)
- 平成5年・決算審査意見書提出(決算認定)議会が12月から9月議会に変更された。
- 平成6年・「仙台市職員定数条例」が改正され、職員定数24人とされた。(3月)
 - ・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて監査第一課
監査第一係及び監査第二係の事務分掌を整理した。(4月)
- 平成8年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて課・係名
の変更(監査課・庶務係・監査第一係・監査第二係, 企業監査課・企業監査係,
工事監査課・工事監査係)及び監査課監査第一係及び監査第二係の事務分掌を整
理した。(3月) (注)アンダーラインが変更後の名称
 - ・「仙台市監査委員協議会要綱」を一部改正した。(3月)
 - ・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、公印管守者を組織変更に合わせて。(11月)
- 平成10年・平成9年の地方自治法改正に伴い、「仙台市監査委員規程」,「仙台市監査基準」及
び「監査事務執務要領」を一部改正した。(3月)
 - ・「仙台市監査委員規程」を一部改正した。(4月)
- 平成12年・都市監査基準準則の改正及び地方分権一括法の平成12年4月施行に伴い,「仙台市
監査基準」を全部改正した。(3月)
 - ・「仙台市監査委員規程」を一部改正した。(4月)
- 平成13年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、監査課を2係(総務係・監査係)とし、事
務分掌を整理した。(3月)
 - ・「仙台市監査委員協議会要綱」を一部改正した。(3月)
- 平成14年・「仙台市監査基準」及び「監査事務執務要領」を一部改正した。(3月)
- 平成15年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて監査係及び
企業監査係の事務分掌を整理した。(3月)
- 平成16年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、工事監査係を廃止した他、事務分掌を整理
した。(4月)
- 平成17年・「仙台市監査基準」を一部改正した。(1月)
- 平成18年・「住民監査請求における請求人の陳述の傍聴に関する取扱基準」を定めた。(2月)
 - ・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて監査係の事
務分掌を整理した。(3月)
- 平成19年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて監査係の事
務分掌を整理した。(3月)
 - ・「仙台市監査基準」を一部改正し、組織変更に合わせて。(4月)
- 平成20年・平成19年の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定に伴い,「仙台市
監査委員規程」を一部改正した。(3月)
- 平成22年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて監査係の事
務分掌を整理した。(3月)
 - ・都市監査基準準則の第5次改定及び第6次改定に伴い,「仙台市監査基準」を一部
改正した。(3月)
- 平成23年・「仙台市監査委員条例」が一部改正され、議員のうちから選任する監査委員の数が
1人とされた。(3月。ただし、東日本大震災の影響により施行は8月)
 - ・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて監査係の事
務分掌を整理した。(5月)
 - ・「監査事務執務要領」を一部改正し、監査等の実施に関する一連の事務を見直した。
(5月)
 - ・「住民監査請求における請求人の陳述の傍聴に関する取扱基準」を廃止し,「住民監

査請求における陳述等の実施に関する基準」を定めた。(5月)

平成24年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて監査系の事務分掌を整理した。(3月)

平成26年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて監査系の事務分掌を整理した。(3月)

平成28年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて監査系の事務分掌を整理した。(3月)

- ・平成27年8月開催の全国都市監査委員会総会において規範性を有する都市監査基準案を可決し、併せて平成29年3月31日までに各都市の移行期間と定めたことから、「仙台市監査基準」を全部改正し、「監査事務執務要領」を一部改正した。(12月)

平成29年・「仙台市監査委員協議会要綱」を一部改正した。(3月)

令和2年・平成29年の地方自治法改正(令和2年4月施行)に伴い、「仙台市監査委員規程」、「監査事務執務要領」及び「住民監査請求における陳述等の実施に関する基準」を一部改正し、「仙台市監査基準」を全部改正した。(3月)

令和3年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて監査系の事務分掌を整理した。(3月)

令和4年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、監査事務局分の内部統制評価報告書の審査体制を見直した。(7月)

令和5年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、市長部局の組織変更に合わせて監査系の事務分掌を整理した。(3月)

- ・「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、「仙台市監査基準」を一部改正した。(3月)

令和6年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、定年引上げに伴う役職定年制の導入に対応するため、課に置く職名を追加した。(3月)

- ・地方自治法改正(令和6年4月施行)に伴い、「仙台市監査基準」を一部改正した。(3月)

令和7年・「仙台市監査委員規程」を一部改正し、役職定年制に関連し、職名を追加した。(3月)

令和8年・「仙台市職員定数条例」が改正され、職員定数25人とされた。(3月)